

企画競争実施の公示

令和5年5月15日

中海・宍道湖・大山圏域市長会

次のとおり、企画提案を募集します。

1. 業務概要

(1) 業務名

水中ドローンを活用した中海・宍道湖・大山圏域環境保全啓発映像制作

(2) 業務内容

別紙「仕様書」による。

(3) 履行期限

令和5年10月31日（火）

2. 企画競争参加資格要件

本企画競争に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 法人格を有すること。

イ 次のいずれも該当する者であること。

- (1) 中海・宍道湖・大山圏域市長会構成市（米子市・松江市・出雲市・境港市・安来市）の登録業者であり、構成市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者に限る。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていない者
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者を経営に関与させていない者
- (7) 中海・宍道湖・大山圏域市長会への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること

3. 手続等

(1) 担当部署

中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局

住所 〒699-0292 島根県松江市玉湯町湯町1793番地

電子メール dandan-summit@nakaumi.jp

ファクシミリ 0852-62-9102

(2) 提出書類

(ア) 誓約書(様式1) 1部

(イ) 企画提案書(A4判 任意様式) 6部

内容は仕様書を確認することとし、次の事項を記載すること。

- ・業務の実施方針、手法等
- ・事業実施体制、実施スケジュール(作業内容、役割分担も記載)
- ・事業の定性的・定量的な目標値

(ウ) 見積書(A4判 任意様式) 6部

・積算根拠が明確になるよう経費の明細を算出し、その金額を記載すること。

(エ) 法人等の概要(A4判 任意様式) 6部

(オ) 業務実績調書(A4判 任意様式) 6部

・過去に本業務と同種又は類似の業務を実施した実績と成果について、その内容や成果等が分かる資料を添付すること。

(3) 提出期限、場所及び方法

提出期限：令和5年6月9日(金)17時00分(必着)

提出場所：(1)担当部署と同じ

提出方法：持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、9時00分から17時00分(土・日・祝日は除く。)までとする。

(4) 審査、評価及び選定の方法

本企画競争における審査は、提出された提案書に基づく書類審査とする。

なお、審査については、企画提案選定評価基準に従い、本業務の受託者として最も適すると認められた者を最優秀提案者として選定する。最優秀提案者以外の者についても、得点数の高い者から順位を付する。

審査結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対し、文書により通知するとともに当市長会ホームページにて公表する。なお、審査結果についての異議申立ては、受け付けないものとする。

企画提案選定評価基準

| | |
|------------|--|
| ① 業務内容の理解度 | 業務内容について十分に理解しているか。 |
| ② 提案内容の優良性 | 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。 |
| ③ 提案内容の独創性 | 独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。 |
| ④ 業務遂行の安定性 | 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであるか。 |
| ⑤ 必要経費 | 業務内容に見合った適切な経費であるか。 |
| ⑥ 専門的知識 | 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有するか。 |

(5) 契約の締結

- ・最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、(4)による順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- ・契約締結の交渉に当たっては、当該交渉の相手方とする参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて協議するものとする。

4. その他

(1) 本業務の支払条件及び概算予算額

- ・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内に支払う。
- ・概算予算額：100万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(3) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても選定しないものとする。

(4) 提出された企画提案書等の差替え及び再提出は、原則認めない。

(5) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で二次的な使用はしない。

(6) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(7) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(8) 提出された企画提案書等に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案を無効にする。

(9) 不明な点等の問い合わせ先等

- ・問い合わせ先：3.(1)と同じ(担当 青木、松本)
- ・問い合わせ方法：電子メールまたはFAX
- ・問い合わせ期間：公示の日から、3.(3)に記載の提出期限まで

なお、本企画競争に関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。